

第 1 3 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 5 回 専 門 部 会

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

(午前10時05分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 大変お待たせいたしました。

それでは、全員そろいましたので、ただいまから第13期、東京都福祉のまちづくり推進協議会、第5回専門部会を開催いたします。私は本日、事務局を務めます東京都福祉保健局生活福祉部、福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初にお手元の資料を確認いたします。まず、本日の会議次第です。続きまして、配付資料ですけれども、資料1-1が第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会第4回専門部会の主な意見のポイント。資料1-2、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申(案)。

続いて、参考資料でございます。参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例。参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料3、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。

また、会議室でご出席の方には資料以外に冊子を5点お配りしております。東京都2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて意見具申。東京都福祉のまちづくり推進計画。東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。区市町村事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン。心のバリアフリーの実践に向けたハンドブック。この5点の冊子につきましては会議終了後、回収をいたしますので、お帰りの際にはそのまま机上に置いていただきますようお願いいたします。

以上、不足などございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。本日はオンラインでご参加いただいている方を含めまして、21名の委員の方々にご出席をいただいております。星加委員、大日方委員、下田委員はご都合により欠席をされております。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 よろしくお願ひします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が、福祉保健局の兼務担当課長に任命されておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、茂木技術管理課長でございます。

○茂木技術管理課長 よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、栗原建築企画課長でございます。

○栗原建築企画課長 お願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、和田安全施設課長でございます。

○和田安全施設課長 よろしくお願ひします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長ですが、本日は

業務都合により田島課長代理が代理で出席をしております。

○田島課長代理 よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建築課長でございます。

○小峰建築課長 よろしく願いします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 次に、庁内関係職員をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、飯箸交通政策担当課長でございます。

○飯箸交通政策担当課長 よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 福祉保健局障害者施策推進部、篠共生社会推進担当課長でございますが、参加が遅れておりまして、場合によっては欠席になってしまうかもしれません。ご了承いただければと思います。

では、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋生活福祉部長 生活福祉部長の高橋でございます。本日は寒い中、また、年末のお忙しい中、第13期の福祉のまちづくり推進協議会、第5回専門部会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス、非常に今増えてきていますけれども、感染拡大の観点からオンラインとオフラインの両方を併用しての会議となります。皆様のご協力をいただきながら、できる限り円滑に進められるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、前回の専門部会では、来年1月の意見具申のまとめに向けまして、意見書の素案をお示しして、委員の皆様から大変多くの貴重なご意見をいただきました。本日ですけれども、本日は皆様からいただいたご意見を反映した意見書（案）を改めてお示しいたします。この案につきまして、専門部会での審議は本日が最後となります。したがって、委員の皆様のご豊富なご経験や知識を基に、様々な視点からご意見を今日もいただきますと幸いです。

今回は来年1月31日の開催でございまして、福祉のまちづくり推進協議会において、この内容についてお諮りする予定でございます。引き続きお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。まず、この会議につきましては公開となっております。また、本日オンラインにて傍聴の方がいらっしゃいます。また、会議の議事録につきましては東京都ホームページで後日公開をいたします。

あと、本日の会議につきましては、会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催をしておりますので、それぞれご注意いただきたい点がございます。委員の中には視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃり、本日オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、ご発言の際には冒頭にお名前をつけていただくようお願いをいたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様へのお願いでございます。ご発言の際は机上に備え付けのマイクのボタンを押して赤いランプが点灯してからご発言ください。ご発言後は同じボタンを押してマイクの電源をお切りください。また、せきエチケットの徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力をお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いでございます。本日イヤホンまたはヘッドホンの着用をお願いいたします。また、ご自身の発言時以外はマイクは常にオフの状態としてください。マイクをオンの状態にしますと、ご自身の周囲の音が会場に聞こえてしまう可能性がございます。また、ご発言の際はWebexアプリの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げてご発言をお願いします。また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択して、メッセージを送信願います。もしメッセージが送信できない場合は、事務局からの本日の会議の案内メールに返信する形でメールをお送りいただければと思います。

全体の終了時刻につきましては、12時を予定しております。

以上でございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。

高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆様、おはようございます。部長のご挨拶にありましたけれども、年末の師走の本当に最終週に入ってしまいました。あつという間です。26日に月曜日の朝に設定させていただきましてありがとうございます。

今日、会場のほうに12名で、オンラインの方が9名というふうに事務局から伺っていますので、どうぞ闊達なご意見、ご発言をいただければというふうに思います。

それでは、早速ですけれども、今日が最後の専門部会ということで、まず意見具申（案）についての検討に入ります。後ほど説明をしていただきながら、1月の最終的な意見具申に向けた作業を行ってまいりたいと思いますので、ご協力を一つよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、事務局のほうから資料に基づきまして議事（1）の説明をお願いしたいと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。それでは第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1及び1-2でご説明をさせていただきます。

まず資料1-1でございます。前回、第4回専門部会の主な意見のポイントということで様々ご意見をいただきましたので、そちらをまとめてございます。

申し訳ございません。ちょっと紙面の量もありますので、ちょっと主な意見ということで抜粋をさせていただいております。また、会議終了後に追加で意見をいただいておりますので、その追加意見につきましても米印で追加をしております。

続きまして、資料１－２が意見具申（案）でございます。こちらも前回ご意見をいただいて反映をさせていただいたところ、前回からの変更点を中心にご説明をさせていただきます。

まず、最初の目次のところでございますけれども、第１章の４というところに福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果ということで追加をしております。前回、事前アナウンスをさせていただいたんですが、１１月３０日にこちら都民の意識調査の確定版が公表されましたので、その内容について第１章の４というところに入れている状況です。内容については後ほど簡単にご説明をさせていただきます。

次に第３章のところですが、前回はオリンピック・パラリンピック関係ということで、東京２０２０大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況ということで入れておりました。しかし、第１章の福祉のまちづくり推進計画の進捗状況とちょっと重複する部分もあったりとか、ちょっと分かりにくい部分もありましたので、お配りしている資料の巻末資料ということで、こういうＡ４の横でホチキス止めで４枚組になっているものがありますが、こちらにまとめさせていただいております。

こちらは先週行われましたパラバリエ、パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会ということで、知事が会長の会議がありますけれども、そちらでもお配りさせていただいたものになっております。

１枚目が公共交通について、これまでの到達点と今後の取組ということですね。

２枚目、裏面になりますけれども、道路、公園、それから３枚目が建築物と面的整備等、それから４枚目がソフト面という形でまとめさせていただいております。

前回の意見の中でもしっかりオリパラの関係についてはまとめたほうがいいというご意見をいただいておりますので、巻末資料につけさせていただくという形にさせていただければと思います。その関係で第４章が第３章に繰り下がりまして、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性ということになっております。

それから、参考資料で本日用語解説のこういう用語については解説が必要じゃないかということで１枚物に、表裏になりますけれども、つけております。この用語解説については、最終的に意見具申の中では用語説明を入れた上で添付をするということで考えております。もし足りない用語とかあるようでしたら、その点ご指摘をいただければと思います。

目次については以上でございます。

１枚おめくりいただきまして、２ページをお願いいたします。

第１章の都における福祉のまちづくりのこれまでの進展というところの１、都における福祉のまちづくりに関連した取組の経緯でございますが、一つ目の丸と二つ目の丸でございますが、前回のご意見の中で福祉のまちづくりの最初のスタートのところですが、いきなり指針とか、そういう基準が決まったんじゃなくて、当事者の方、専門家の方などのお声を聞いてスタートしたということのほうが適切なんではないかという

ご意見をいただきましたので、昭和59年に設置しました、こちらの推進協の前身でございます「福祉のまちづくり東京懇談会」を設置して、障害者団体をはじめ多方面からの広範な意見を取り入れて基準づくりがスタートとしたというような内容に改めてございます。

続きまして、3ページ目の一つ目の丸ですけれども、オリパラ関連について先ほどの巻末資料の中ではご紹介ができないような部分について記載を丁寧にしております。だれでもトイレから機能の分散を図るといった取組についても入れてございます。

4ページ目をご覧ください。前回かなり教育に関するご意見を多くいただきましたので、都の教育委員会のほうで進めている、その施策についてもいろいろなところに反映をさせていただいております。この一つ目の丸のところでもオリパラ教育については五つの質を重点的に育成するということで、その中に障害者理解というものも入って様々な学校でオリパラ教育を進めてきたということを入れております。

また、次の丸ですけれども、ご意見のありました既設道路橋のバリアフリー化の整備方針についても入れさせていただいております。

続きまして、5ページをご覧ください。分野別施策の進捗状況でございます。6ページの最初のところにターミナル駅の案内サインの統一、連続性の確保の取組について入れたほうが良いということで追加をさせていただいております。

それから6ページの最後のところですが、取組の成果という欄が前回はありませんでしたけれども、各局、評価委員会の中でこの取りまとめが終わりましたので追加をしております。

前回までにいただいたご意見としましては、できるだけこれまでの到達点だとか、これからどういうふうに進めていくかということが分かるように明記したがほうが良いのではないかと思いますので、例えば鉄道駅でいきますと、1ルート確保はほぼ全域で達成された。その一方で複数の出入口、乗換経路のルート確保については、引き続き促進する必要があるとか、ホームドアも10万人以上について中心に整備されてきたが、今後も引き続き促進していく必要があるというようなことでまとめさせていただいております。

同様に各章、それぞれ取組の成果ということで書いておりますので、こちらもお覧いただければと思います。

それから8ページの最初のところですが、バリアフリー基本構想の重点整備地区ですね。施策の概要のところに地域住民とも連携しながらという文字があるので、それがじゃあどういうふうに進められたのかということを知るようにというご意見をいただきましたので、こちらについて地域住民とも連携しながらというような文言を足させていただいております。

同じく、次の(2)につきましても施策の概要のところに当事者参加の取組によりというのが入っておりますので、9ページの取組の成果のところですが、高齢者、

障害者を含む住民参加による点検を踏まえた整備が進んで、今後も当事者参加として整備を促進していく必要があるというようなまとめ方をさせていただいております。

続きまして11ページをご覧ください。（3）災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進で、社会福祉施設等の耐震化の促進ということで福祉避難所になるような施設への補助の部分ですけれども、こちらの耐震化率93.1%というのを入れています。全体的なご意見として進捗率についてはできるだけパーセンテージとか、補助実績とかではなくて全体が分かるようにというご意見をいただいて、各局とも調整をしたんですけれども、前回申し上げたとおり、計画そのものの目標管理自体がパーセンテージになっていないものがほとんどですので、ちょっとすみません、反映できたものはここぐらいになります。

続きまして13ページ、心のバリアフリーのところの下から二つ目のところには、福祉教育の充実というところで、学校数を書いておりましたが、これが全校なのかどうかというところが分からないということでしたので、こちら全校において実施ということで入れさせていただいております。

進捗状況については以上でございます。

続きまして14ページになりますけれども、都民の意識調査の結果を簡単にご紹介させていただきます。まず、東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況については、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせて55.4%ということで、前回28年度の調査から比べて7.0%、増加しております。

下半分ですが、バリアフリー化が進んだ点では、9割近くが公共交通のところが進んだというような回答になっております。

続いて15ページ、車椅子利用者等の駐車スペースの利用状況でございます。総数の中で適正に利用されている、それからある程度適正に利用されているというのが60%行っているのに対して、外出時に障害があるグループの回答としましては、併せて44.9%という結果になっております。

15ページの下のところですが、重点的に今後取り組む必要があるものということで公共交通ですとか、道路が挙がっております。

16ページの下から案内表示に関するものでございます。「整備されている」と「やや整備されている」、合わせて8割近くになっております。その下の丸ですが、今後特に力を入れてもらいたいものということに関しましては、全体としては大きい文字で表示するとか、分かりやすい場所に設置するというのが多くなっているんですが、例えば年齢別で20代に関しては、スマートフォンのアプリなどを活用した詳細情報を提供するという回答が一番多くなっております。

続いて18ページ、ユニバーサルデザインの認知度ですが、「以前から言葉も意味も知っていた」、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」を合わせて63.5%ということで、前回から7ポイントぐらいアップしております。心のバリアフリー

の認知度についても、こちら以前もご案内させていただいておりますが、ただいま言葉を知っている方は5割という状況です。

19ページ、心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組ですけれども、ユニバーサルデザイン教育、児童・生徒に対するものというのが6割ということで一番多くなっております。

以上が都民の意識調査の結果でございます。

20ページからが第2章ということで、国等の動向でございます。20ページの一番下の丸でございますが、障害者権利条約に関して改善勧告が公表されたことについて追加をしております。福祉のまちづくりの観点で災害時の情報保障など、それからインクルーシブ教育の推進についても勧告が出されたということで明記をさせていただいております。

21ページからがバリアフリー法の改正等についてですが、令和2年5月以降ということで、ガイドライン関係については総ざらいをするようにというご意見がありましたので、三つ目の丸のところに公共交通のガイドラインを加えております。四つ目が基本構想のガイドラインです。五つ目が移動円滑化基本方針ということで、国のほうでも令和7年度までの目標が設定されたということについても記載しております。ソフト面も含めて設定されたというところでございます。

22ページに行きまして、一つ目の丸、都市公園のガイドライン。二つ目の丸、道路のガイドライン。最新の動きとしましては、令和4年6月に踏切手前部での視覚障害者誘導用ブロックの設置というものが入りましたので、その点について入れてございます。

以上が第2章でございます。

23ページからが第3章でございます。こちらの五つの項目とあるものの5点目でございますが、前回まではその他の検討事項というようなくくり方をしていたんですけれども、防災について入れたりですとか、あと観光についても入れたほうがいいというご意見をいただいて、今回追加をしておりますので、防災対策・観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進という項目名に変更しております。多様な行政分野の様々な施策においてハード・ソフト両面でユニバーサルデザインの観点も一層加味していくというような趣旨でございます。

それでは24ページからが、それぞれの項目についてのご説明でございますけれども、まず一つ目の当事者参画についてでございます。解決のポイントというのが下半分でございますが、事業者側と利用者側はどういう方が入るか、どういうメリットがあるかということを、もう一回整理したほうがいいというようなご意見でしたので、今回整理をさせていただきました。まず事業者側というところにつきましては、整備等に携わる行政ですとか、事業者、設計者のことと。

メリットとしまして3点挙げております。当事者でなければ気づかない情報ですとか、困り事を知るきっかけになると。2点目が法令の基準と使い勝手の間の乖離を理解でき

ると。3点目が調査・設計の段階で当事者意見を聴くことによって、仕様に反映すると。あるいは、整備が困難な場合でもソフト面で対応するということができる、ということ を挙げております。

続いて利用者側につきましては、障害当事者を含む施設の利用者というところでございますが、こちらも3点メリットを挙げておりまして、計画の段階から意見を伝える機会を得られる。2点目が使い勝手と法令との間の乖離だけじゃなくて、事業者側の制約、物理的な制約ですとか、資金的な制約、こちらも共有することで、現実的に提案ができると。三つ目ですけれども、事業者側と利用者側で意見が相違する場合、あるいは利用者の間で相反する意見が出た場合、いずれにつきましても、それぞれの意見を十分に理解して、相互理解を目指すプロセスが重要であるということが認識できるというふうなまとめにしております。

それから25ページの当事者参画を検討される取組に関しましては、当事者の方が社会貢献するに当たって、現状取り組まれているものということで挙げさせていただいております。

続きまして26ページですね。手法のところですね。バリアフリー整備のポイントのイメージと手法のところ、②のところにワークショップという言い方をしていたんですが、その言葉がいろいろな人によって解釈が違うので、工夫が必要じゃないかということでしたので、事業説明・意見交換会という言葉にしております。①は現地の確認とか点検。②は会議室に集まって説明を行う場ということで分けております。

続いて27ページに、心のバリアフリーでございます。現状と課題の五つ目のところですが、教育委員会の取組を加えております。インクルーシブ教育に関しましては、先駆的な取組を行う区市町村を支援するというを行っております。また障害者理解に関しましてはオリパラ教育を学校2020レガシーということで、今後も引き続き継承、発展をしていくということを書いております。

解決のポイントの一つ目でございますけれども、障害の社会モデルを正しく理解できるように取り組むと。知らないから分からないという意識を払拭するためには分かりやすく何度も繰り返し触れられることができるような発信方法が必要だということにしております。

それから解決のポイントの三つ目でございますけれども、障害当事者等の多様な関係者と連携する、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り学ぶ機会をつくるといったことを教育と連携して具体化していくということにしております。

今後の方向性についてでございますが、28ページになります。多様な人々の生活のシーンと組み合わせた情報発信というところの具体例につきましては、都民が心のバリアフリーの必要性に出会う場面の例ということで、心のバリアフリーの実践ハンドブックの中に出ている例をこちらに、そのまま転記をしております。もし足りないというところがあれば、ご指摘をいただければと思います。

28 ページの一番下の四角でございますが、障害のある人々との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流を通して、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることが重要であるという要素を入れております。

続きまして、29 ページが3 のソフト対策というところでございます。こちらにつきましては、今後の方向性の一つ目の四角でございますが、できる限りオープンデータ化するというところで、障害をお持ちの方だけのためでなくて、全ての方の利便性が向上するという理解を求めていくと。その上でオープンデータとする2 次利用しやすい形での取組を進めていくということにしております。

それから30 ページに行きまして、囲みの中につきましては施設種別ごとの必要な情報提供項目ということで再度整理をしまして、②のほうで、この施設種別ごとに発信するものじゃなくて、例えば広域的にバリアフリーマップなどで発信する仕組みということで、例えばターミナル駅の自由通路、駅前広場のアクセス経路ですとか、交通結節線のバス、タクシー乗り場の案内ですとか、近隣のトイレ情報など、利用者の視点に立った情報の掲載に配慮するということで、施設種別とその広域的な地域の情報発信と分けております。

それから、その下の四角の①、鉄道駅の無人改札口・無人駅についてですけれども、必要に応じて人員を派遣するというだけでなく、聴覚障害者の方の利用を想定した対応ということで、モニターつきですとか、耳マークを押すことで周知ができるインターフォンの設置などについては国のガイドラインに掲載がございましたので、こちらに記載をしております。

31 ページに行きまして、④でございますけれども、音響式信号機については稼働時間、情報発信するということを前回言いましたけれども、やはり制限されること自体がそもそも問題ではないかというご意見もいただきましたので、そのことについて加えております。

それから、最後の四角でございますけれども、バリアフリー設備が点検とか修理で使えないときの情報発信ですとか、緊急時、災害時なども含めた支援体制ということも重要であるということを加えております。

続きまして32 ページですが、四つ目のハード面のバリアフリー化でございます。現状と課題の三つ目の丸ですけれども、トイレの利用集中、車椅子トイレの利用集中というところが課題ということで、トイレづくりハンドブックを作っておりますので、そのことについても加えております。

その下の解決のポイントの囲みの中ですけれども、継承が必要な項目等の例に観覧席・客席に加えて、トイレについても加えております。施設の利用用途に応じて適切な数を設置するということで、それから男女共用トイレ、フラッシュライトなどについて追加をしております。

33 ページに行きまして、今後の方向性でございますが、二つ目の四角、バリアフリ

一基本構想だけでなく、マスタープランについても特定事業とする場合、財政支援策が出ると。これを使って分かりやすい周知ですとか、民間事業者も含めた取組が求められるというようなまとめにしております。

それから一番下の四角でございますが、複数の道路管理者の道路にまたがった場合の連携、必要な調整についても追加をしております。

次に34ページ、五つ目の防災対策や観光施策等におけるUDということですが、現状と課題の二つ目の丸ですけれども、個別避難計画の作成ということについて触れております。それから三つ目の丸で災害時のトイレの課題についても国のガイドラインができたことを書いております。四つ目につきましては観光関係ですね。観光案内標識の設置など進めているということを入れております。

その下の解決のポイントでございますが、二つ目です。避難所のガイドラインの中でプライバシーに配慮したトイレの設置ですとか、段差などをなくすバリアフリー化ということを入れております。それから三つ目ですが、デフリンピックの開催を見据えて情報の連続性を確保した環境整備について触れております。

今後の方向性の一つ目ですが、ヘルプカードについては活用を促進するということで明記をしております。

35ページに行きまして、一つ目の四角ですが、トイレについては学校側もバリアフリー化といってもどういう整備をすればいいかというところが、なかなか分からないのではないかとこのところもございますので、多少細かくはなりますけれども、車椅子トイレですとか、オストメイト用設備ですとか、フラッシュライトなどの明記をしております。経路のバリアフリー化についても触れております。

その次の四角が災害時の情報保障ということで、避難所等において音声と文字の両方を原則とすると。多言語対応も図るというようなことも書いております。また、コミュニケーションボードとかヘルプカードの有効性ですとか、訓練とかワークショップで盛り込むということも入れております。

それから下から三つ目の四角ですけれども、観光関係ですね。今後、外国人旅行者がまた戻ってくるということを考えてアクセシブル・ツーリズムの気運の醸成にさらに取組と。下から二つ目の四角ですけれども、デジタルデバイド、オンラインによる会議等の参加が難しい人もいますので細かい対応が必要と。最後の四角でございますが、デフリンピックなどに向けて障害者に対する理解をさらに進めていくということを追加しております。

駆け足になりましたが、意見具申（案）の説明については以上でございます。

○高橋部会長 高橋です。ご説明ありがとうございました。

それでは、これから皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに思いますけれども、最初に申しあげましたように、今日、最終の専門部会ということになります。どうぞ自由にいろんな角度からご発言いただければと思いますけれども、全体としてボリュー

ムがありますので、少し区切りながら進めたいと思います。

時間の都合もありますけれども、まず1章の1節から3節までですね。分野別施策の進捗状況まで、都民の意識調査結果の前まで、ご意見をいただければと思います。それぞれ全体にわたりまして、前回ちょうど2か月前ですけども、10月26日の専門部会の皆様方のご意見をとても丁寧にいろいろと反映をさせていただきました。特に2ページからの部分では、幾つか私もご発言で気になっていた、最初に市橋さんのほうから、やっぱりちゃんと経緯について伝えておいたほうがいいのではないかとということで、何度か意見具申の中でも取り上げていたかと思いますが、昭和59年の東京の懇談会、福まちの懇談会のことも含まれています。私も、まだ30代になっていましたけれども、非常にこの懇談会の報告書というのはすばらしくて、非常にいいものだったと記憶しています。私は当時そのメンバーではありませんでしたけれども。

それから、この3節までの関連ですと、飛びますと、それぞれの実績の中で、これは佐藤克志委員のほうからもご指摘があったと思いますけども、取組の成果とか、ほかの方からもあったかもしれませんが、丁寧に記述していただきました。まだ課題が残されているというふうに思います。その辺りも含めて、皆様方からのご発言をいただければと思います。

まず、その部分まで何ページでも結構ですので、お気づきの点がありましたらご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会場から川内委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大学の川内です。6ページですけども、これ簡単なことです。下の取組の成果というところの一番最初のところですけども、都内の鉄道駅で1ルート確保、ほぼ全駅で達成された一方と書いてあります。一方というのは、達成されたけども、まだこんな問題が残っているよというようなことだと思うんですけども、次は、複数の出入りとか乗換経路とかさらに上積みすることについて書いてあります。ですから、これは一方というのがそぐわなくて、さらにとかそういうふうな書き方のほうが、最後が促進していく必要があるというふうになっていますので、さらにのほうがそぐうのではないかというふうに思います。

それから6ページの一番上ですが、ターミナルという言葉が使われているのがものすごく引かかるんですけども、交通でターミナルというと終着駅なんですね。ですから、ここで終着駅もありますけども、終着駅でない駅もありますよね。ですから、ターミナルという言葉は使わないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。ご指摘のとおりかというふうに思いますので、これ事務局のほうで少し検討して修正をお願いしたいと思います。下のほうは丁寧に書けば一日十万人の乗降客数の駅を中心にとかということになるかもしれませんが。ありがとうございます。事務局、よろしいですね。今のところ問題ないと思います。

会場から吉田委員、お願いします。

○吉田委員 すみません。小さなことなんですけれども、4ページのところに学校のことが書いてあって、学校（園）というふうに書いて、この学校と学園の違いは何かあるんですか。何か特別な意味があって、わざわざ括弧づけて書いているのかなと、その辺をお伺いしたいと思いました。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。事務局、お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 すみません。事務局の田中でございます。ただいまの吉田委員のご質問についてなんですが、ちょっと詳しくは教育庁に確認しないと分からないんですけれども、恐らく、学校という名前になっているところとか、学園となっている学校とかもあるかと思しますので、それを含めて括弧にしているのではないかと、ちょっと推測になってしまいますが、そういうことかなと考えております。

○高橋部会長 たしか、これは私も正確な文面を覚えていないんですけれども、法的な何か規定があったかと思えますけど、ちょっと確認をしていただければと思います。吉田さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。オンラインの皆様、もし何かありましたら遠慮なくご発言ください。会場のほうから稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 東京都市大の稲垣です。出された委員のご意見に対して、かなりご丁寧に対応されているなという印象でございますけれども、たしか前回言ったと思うんですが、ユニバーサルウオーキングの取組を都が生活文化スポーツ局でされていて、今年度5ルート、皇居の周りとか、皇居1周とか高尾山とか指定されていて来年度もこれをさらに充実させて、情報提供のアプリとかも組み合わせながら、新しいルートも選定していくという、かなり精力的な取組になっていると思うので、ここの第1章のこの4ページ辺りですかね。最初のところに入れるのか、もしくは一番最後の観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進の中に入れるのか、34ページ、35ページですかね。どちらかに、これ貴重な取組、ユニークな取組だと思うので、ぜひ実績として入れていただくというのかなというふうに思った次第です。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。じゃあ、検討、確認をさせていただいて、事務局のほうで対応していただけますか。多分、稲垣委員のほうもそんな丁寧ではなくても一応事実として、この位置づけがどうなっているのかということもあるかと思えますけれども、事務局よろしく願います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。ユニバーサルウオーキングについて、ちょっと反映が追いついておらず、申し訳ございません。最終版には入れられるように、生活文化スポーツ局と調整をしたいと思います。

○高橋部会長 市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 意見具申案を読んで、僕が若い頃、20代の頃から、このまちづくりの推進

について、今期が何期目ですか、13期ですか、やられているんですけど、毎回思うのは、「はじめに」の部分についてぜひお願いしたい。これが何を言いたいのか分からないわけですね。本当にこれは知事に対してのものですから、知事に分かりやすくというけど、僕らも障害者団体として行って、おまえ何しに行ったんだって結局言われるので、今回オリンピックを踏まえて、さらにいろいろと課題を整理したということじゃないかなと思うので、もっと高橋先生がうまい書き方をしていただけたらと思うけど、そういうことをきちんと初めに書くほうが、こういう意見具申が分かりやすくなるんじゃないかと思います。

それから、防災対策や観光施策の項目について、目次は「や」を入れて、中身では「・」になっています。「・」ということは、ここ曖昧にすることがあるので、防災と観光、明確に分けるので、「・」じゃなくて、「や」にしていきたいと思います。

あとは、一個言うと、取組の成果がきちんとまとめていただいて感謝しますが、それによる課題理解がもうちょっとやっぱり入れていただきたいと思います。例えば僕が感じたのは、これは都市整備局に聞いたほうがいいかな。6ページの1ルート確保で、全ての駅で達成されたというところ、90何%だよ。例えばね、この間実は青梅に行ったんです。それで青梅から先の要するに奥多摩線って言うのかね。あの路線の駅には、確かに駅から改札が外まではバリアフリーができるんです。ところが、ああいう山の中なので、改札の外に階段があるんですよ。それが、この98%の中ではどう表せられているんでしょう。ああいう奥多摩のほうですから、1駅の間が非常に長いので、困っちゃっているんだという声を聞いた。ここら辺が何を言いたいかというと、やっぱり現地の1ルートができていないかじゃなくて、実際生活をする上で本当にバリアフリーになっているかどうかという、もう一回調べないと、98%達成しても、あと2%の人が非常に困っているというような結果があれば、全体的にもう達成されればいいという問題ではないということを、僕らは忠告していかないといけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○高橋部会長 ご指摘ありがとうございます。

私へのリクエストのような感じかもしれませんが、さらっと受け流したいところですけど、どうなるかちょっと、どこまで書き込めるかどうか分かりませんが、できる限り。前回もいただきましたけども、意見具申らしさも反映できればというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それから、2点目について、事務局のほうからお願いできますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。すみません、ちょっと十分ちょっと理解し切れていないところがありますが、防災対策・観光施策というのは第3章の五つ目の項目…。

○市橋委員 後のほうで、防災対策・観光対策と書いてあるところがあるんですよ。全く

質が違うことですから、「や」という言い方で通していただきたいと思うんだけど。

○田中福祉のまちづくり担当課長 分かりました。大変失礼いたしました。２３ページは防災対策・観光施策等になっていて、３４ページは防災対策や観光施策等になっていて、これ表記の違いになっていますが、「や」を入れるほうで統一をしたいと思います。

○高橋部会長 もう一つ、９８％の問題、この辺りの政策、これは毎回出てくるご意見ですけれども、実際には事業者側の申告に基づいてといったところなんかがあるので、見切れていない、事務局でも確認し切れていない部分が正直なところあるのかもしれませんが、ちょっとこの辺りについても問合せだけは最低限しておいていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。鉄道の敷地外の部分とそれ以外の部分といったような問題も生じてきますが、いずれにしても法の中でも連続的な移動経路というような確保が非常に重要になっていますので、事業者が異なることの連続性がむしろとても重要なポイントになりますので、その辺りも課題として残しておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。稲垣さん。

○稲垣委員 度々すみません。東京都市大の稲垣ですけども、ちょっと細かいことで恐縮ですが、言葉なんですけれども、例えば７ページ目の信号機のところなんです、高齢者等視覚障害者用の信号機というふうにありますよね。表のタイトルで。内容を見ると歩行者感应式信号機と視覚障害者用信号機の整備箇所数が書かれているので、しかもこれ用語解説もつくというふうな米印がついていますけれども、これだったらもう歩行者感应式信号機、視覚障害者用信号機エスコートゾーンの整備状況というタイトルでもいいんじゃないかなと思ひまして、用語解説に高齢者等視覚障害者用の信号機となると、また何か煩雑になるのかなというふうに思いましたので、ちょっと細かいことですけども。

似たような指摘で、これは必ず修正していただきたいんですが、８ページ目のこのバリアフリー基本構想とか、マスタープランの話が同時に書かれているわけなんです、このタイトルもバリアフリー基本構想の重点整備地区での整備状況と書かれていて、これはちょっとタイトルとしてはあまりふさわしくない表現なのかと。まずバリアフリー基本構想と書いてあるのに、その中にマスタープランが書かれていたり、あとは重点整備地区での整備状況じゃなくて、これは今までの都の補助実績が書かれているところなので、こういったかなり面的なまちづくりを進めるに当たってのかなり基本的な枠組みとか用語というのは、かなりちょっと大切にしておかないと、混乱を招くのかなという、都民を正しい理解に導くためには、この辺りは明快にかつ正しく表現されたほうがいいのかなというふうに思いましたので発言いたします。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。事務局のほう、

よろしくお願ひしたいと思いますが。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。事業所管と調整しまして、正しい表現に直したいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと一旦この次のところに行かせていきたいと思います。1章の最後の部分ですね。都民の意識調査結果になります。14ページからになりますが、ここにつきましては、私、それから川内委員もこの作成ですとか、結果についての確認等の議論のほうになっておりますけれども、川内委員のほうから何かありますか。

○川内委員 川内です。一応目を通しましたけども、見落としというのがあるかもしれませんので、皆様でもチェックをお願いいたします。ただ、これは調査の結果ですので、こういう状況になっているということの把握にお使いいただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。会場から佐藤委員です。

○佐藤委員 おはようございます。日本女子大の佐藤でございます。今回の具申の修正意見ということではありませんけれども、高橋委員長、川内委員が関わったということで、ちょっと細かいことをコメントさせていただければと思います。

例えば、16ページの図Ⅱ－1－4で福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるものと複数回答、こういう聞き方をすると、やっぱり重要だというような形になると思うんですが、これらを重要と考えた人が今の東京の福祉のまちづくりの進展をどう評価しているか、ページ数でいくと14ページの図Ⅱ－1－1とか、図Ⅱ－1－2との集計の方法で言うとクロス集計なんかを取ってみると、より課題が明確になってくるのかなという印象を思っておりますので、今回の具申の書式というか、表現には反映しなくてもいいですけど、今後このアンケート結果に基づいて、課題を分析するときには、そんな視点を持っていただくのがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。たしかこのデータはオープンデータ化されているんですよね。なので私たちが自由にこれを見て、実際に最終報告書は一部だけはクロス集計をしているんです。多分予算の関係だと思いますけども。要望を出してクロス集計をしているところがありますけど、ここは今それが載っていませんが、ひょっとするとどこか出ている可能性がありますけれども、今、佐藤委員のご発言について理解いたしました。ありがとうございます。よろしいですね。事務局のほう。

ほか、よろしいでしょうか。それではちょっと先に…。会場から稲垣委員お願いいたします。

○稲垣委員 すみません。東京都市大、稲垣です。質問というか、見解をお聞かせいただきたいんですけども、16ページの先ほど佐藤先生がおっしゃっていた、この平成28

年と令和３年度で比べている、この図Ⅱ－１－４ですが、この平成２８年と比較して何なのかという考察が、何か僕は気になるなと思っていまして、軒並み減っていますよね。これ指摘の割合がですね。これをどう捉えるのかというところなんですけれども、あとは比較してどんな考察があるのかといったら、この回答割合の順位が入れ替わっているとかいったところだと思うんですけれども、これに関するコメントが前の１５ページ目の下のところに書いてあるわけですが、その一番多い公共交通や道路が何%でしたというようなコメントに終わっているんで、こういう図を書かれたのであれば、その意図するところに関する考察の内容が記されるべきじゃないかなというふうには思うところなんですけれども、いかがでしょうかね。少なくとも一番初めの質問には、ちょっとご意見をいただきたいと思うんですけれども。

○高橋部会長　これが減っていつていることの根拠というか…。

○稲垣委員　どう捉えているか。

○高橋部会長　これはですね。私から発言してはいけないのかもしれないんですけど、捉えるのはやらないんですよ。この調査の中では。考察はそれぞれの部門、例えばまさにこの協議会がそれをどういう議論をして、検討していくかという、そういう題材というように捉えていただけるといいという。これはやるときに私たちもそういうような最終報告書を書くときに、それぞれの課題をもうちょっと出したほうがいいんじゃないか、一部出ているところもあるんですけども、基本的には事実をやって、それをその後にこのデータを使う方がどういうふうコメントしていくか、研究成果としていくかというのは、そちらのほうに委ねられるというふうには私は理解したんですが、事務局、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長　事務局の田中です。こちら調査を所管しているのが福祉保健局の総務部になりまして、我々も事業所管でないところも正直あって、ちょっと正確じゃない解答かもしれないんですけども、部会長がおっしゃったように、それぞれの部門がこちらの意識調査のそれぞれ設問も多岐にわたっておりますので、その内容を踏まえて、その施策に反映をするというところなので、なかなかちょっと分析というか、課題の抽出というところがプロセス化されているとはちょっと言えない状況ですので、我々も福祉のまちづくり部門としては今後この結果について、今後の施策を考える上で、その材料にするということで、その都度分析をするということでちょっと考えているところです。

○高橋部会長　記憶があるのは１点だけですね。属性、対象ですね。調査対象者が２８年度と、その前もあるんですけど、その前から３回目だと思いますけど、福祉のまちづくりについての基礎調査をやっているのは。その部分は少しずれていたんですね。たしか、その記憶があって、その前年と２８年度は単純には比較できないねという、そういう結果的に調査の方法だとか、そういうことが絡んでいたというふうに認識しています。もしあれだったら、また田中さん、ちょっと個別に稲垣委員のほうに教えていただけれ

ばというふうに思いますけれども。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。総務部のほうにも確認をして、ご回答させていただきたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございました。

それでは次の2章、ちょっとこれから大事なところに移ってまいりますので、国等の動向についてをまず片づけておきたいと思います。2章の部分です。ここでも前回稲垣委員のほうからもかなり多くの指摘をいただいたところだと思いますけど、それぞれのガイドラインだとか大事なところについては落とさないようにということで、ページ数は少ないんですけども、網羅的に修正がたくさん入っている箇所になります。20、21、22ページですけども、ここについては何かご意見等ございますでしょうか。どうぞ、ご発言をいただけない方も遠慮なく、これについてどうなっているのということでも構いませんので、ご意見いただければ大変助かります。よろしくお願いいたします。オンラインの皆様もどうぞご発言いただければと思います。

会場から川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大の川内です。越智さんのほうから出るかなと思ったんですが、これ、情報コミュニケーションとか、手話言語条例とかが、国の動向だから手話言語条例は別として、何でしたっけ、情報…、あの法律が長くて覚えられないんですけど、越智さん教えてください。

○越智委員 東連盟の越智です。今年の5月、国で制定されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援施策推進法というものです。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。そちらの法律が20ページの下から二つ目の丸のところに一応入れさせていただいております。

○川内委員 すみません。見落としていました。

○高橋部会長 では3章のほうに移りたいと思います。ここのところでいろいろご発言があるかと思いますが、23ページからになります。ここも全体でボリュームがありますので、最初に前半の3節までいきましょうか。31ページまでについてご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。23ページの最初の全体のアウトラインも含めてご発言いただければと思います。先ほど市橋委員のほうから5番目のところに中黒がありますけども、これを「や」に代えてくださいというご意見が最初にございました。ありがとうございました。

それでは、そのほかのことについて、皆様方からのご意見をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。越智委員、お願いします。

○越智委員 東京都聴覚者連盟の越智です。ちょっと今日は着替えの理由で透明なマスクを忘れてきたので読み取りが大変かもしれません。

29ページですけども、その前に全体的に今まで出された意見をほとんど取り上げていただいて、分かりやすくまとめられていると思います。ただ、細かいところが気に

なりましたので、お伺いしたいと思います。29ページ、今後の方向性のところの最初のところです。情報バリアフリーの推進と書かれているのはいいんですけども、言葉の使い方で気になりました。障害をお持ちの方という記載があります。ここだけ敬語になっている。何か違和感があるのですが、これはどのような意図があつてのことでしょうか。

○高橋部会長 特に意図はないと思いますけども、ちょっと見落としておりましたけども。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。ご指摘いただいた点につきましては、全体的にもう一回見直しをして、表現の揺れがないように統一をしたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○高橋部会長 越智委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

川内委員、会長から。すみません。川内委員、その前にですね。大島委員が挙手をされているということで、大島委員、お願いします。ご発言、どうぞ。

○大島委員 早稲田大学の大島です。ご丁寧な説明ありがとうございました。27ページの共生社会実現に向けた心のバリアフリー理解促進で、この丸の5番目、これ多分教育というところで一つにまとめられたんだと思うんですけども、多分二つのことが入っていて、インクルーシブな教育に関する、その推進というところと、5番目の丸の3行目からの都内全ての公立学校におけるボランティアマインドの醸成と理解と書いてあるところが、ちょっと多分これ二つの項目が入っているかなと思いました。教育だから一つにされたのかなと思うんですけども。

前のアンケートで児童・生徒へのユニバーサルデザインの教育というものを推進がすごく大事だというふうに思っている方が一番多かったというものが出ていたからだと思うんですけど、教育を入れていただいたと思うんですけども、このインクルーシブな教育というのは、障害者のある子供もそうでない子供も同じ場で学ぶという、ある意味システムのことになるかと思うので、例えば、これ教育が大事というところがもう出ているのであれば、この、また都内全ての公立学校において、というところをもう一つの丸の項目にするのもどうかなと思いました。ちょっと二つの内容が入っているように見受けられました。

それで、都内全ての公立学校におけるのほうの下4行を一つの、例えば丸にするのであれば、それを5番目の丸に持ってきて、インクルーシブ教育を6番目の丸に持ってくるというのが分かりやすいような気がしました。

それで、このインクルーシブな教育ということについて、突然出てきた感がありますので、このインクルーシブな教育というのがなぜ必要かということと、そのインクルーシブな教育というのが何なのかということとを少し補足するほうが、つまりユニバーサルデザインの教育というのとインクルーシブ教育というのは全くちょっと違う話になってくるので、ちょっと一つここは混ざっているなというような印象を受けました。これ二つに分けたほうがもしかしたら分かりやすいのではないかと。そしてインクルーシブ教

育というのを一番最後に持ってきて、それがなぜ必要かということとインクルーシブ教育は何なのかというのを補足すると、より分かりやすいほうになるのかなというふうに感じました。

以上です。

○高橋部会長 大島委員、ありがとうございました。27ページです。おっしゃるとおりかというふうに思います。文章、テキストとしても全体が長いですし、それから趣旨が、順番も最後に持ってきたほうがいいかもしれませんですね。上から流れてきますと。そのこの辺りも含めて事務局のほうで調整は可能だというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。よろしいでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。おっしゃるように、二つの要素が入っておりますので、基本解決のポイントですとか、今後の方向性のところにもつながるところでして、一つの視点としては、その障害のある人々などとの交流や対話というところがオリパラ教育の話とつながったりとか、障害のある幼児、児童、生徒との交流、共同学習というところがインクルーシブ教育というところになるかと思しますので、教育庁とも調整をしまして表現が分かりやすく流れるように整理をしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 大島委員、よろしいでしょうか。

○大島委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。市橋委員。

○市橋委員 第1章のここですべきかなと思うので、どこに入れるかはともかく、2020大会において、僕は非常にやっぱり具体的には、例えば車椅子席を何%設けるとか、国際パラリンピック委員会から、かなり具体的なことを提起されて、それを東京都の競技場造りとか、あるいは周辺に生かしていくか、それか具体的にオリンピック・パラリンピックがコロナや何かの条件など非常にイメージは悪いこともあるんだけど、やっぱりこの契機は重要だったということを思うので、これを2章か3章にやっぱり入れていただいて、具体的な数、具体的な提案を国際パラリンピック委員会からもらったということ。僕はそれを方々で話しているんですけども、そこがちょっと曖昧になっているんじゃないかなということを感じますので、そこは1章に入れたほうがいいのか、3章の2番に入れたほうがいいのかはありますけど、それかやっぱりまちづくり、ユニバーサルデザインの成果をすごく挙げたと思うので、そこら辺を書いていただきたいなと思います。

それから二つ目、24ページに事業者側、利用者側と書いてあるけど、ある意味では、すごく評価に値する。正直僕たち利用者側から言うと、この間まちづくりを進めて行って、僕が川内さんに、非常に悔しいのは、川内委員は設計図を読める。俺は全然読めないから、これがいいのか悪いのかが分からないという。非常に悔しくてしょうがない。

実際に利用者側が設計図やあるいはパース図を示されて、それがピンとくるような、そういう工夫も必要だということをどこかに書いて、事業者とわかりやすくやる必要があると感じました。

- 高橋部会長 ありがとうございます。2点ほどありました。最初は両方ともオリパラ絡みになってくるかというふうに思いますけども、IPCに様々な指摘、そしてその成果が出てきている。最初に資料の説明がありましたけども、参考資料にありますけれども、そのところも含めてちょっと預からせていただいていいですか。どこかで記述できるかどうか。

それから二つ目の部分にも24ページの当事者参画の解決のポイントということですけども、これについても少し調整をさせていただきたいと思います。少し預からせていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは川内委員、お願いいたします。

- 川内委員 東洋大の川内です。23ページの一番下ですけれども、ユニバーサルデザインの観点も加味するというと、何か継ぎ足しみたいなのがしてこれはやっぱりユニバーサルデザインの観点をしっかり入れるというような書き方にしていきたいというふうに思います。

それから28ページですが、都民が心のバリアフリーの必要性に出会う場面の例というのが10個ぐらいありますが、食堂で盲導犬を連れた人が入店を断られていたというのは、これ違法行為ですね。違法行為が心のバリアフリーというのは定義がさっきの調査のところにも書かれていましたけれども、どうもこの例がここに出てくるのに私は違和感を感じます。罰則はないとはいえ、本来やっちゃいけないことですよね。ですから、心のバリアフリーがあるなしとは全く関係なくやらなくちゃいけないことだというふうに思います。だから、この場合だとやってはいけないことだと思います。

それから31ページの3番目です。UDタクシーの運行について、研修を支援するというのは分かるんですけども、いまだにタクシー運転手の接遇の悪さ、それから乗車拒否というのが、そこら中で出てきているんですよね。ですから、ここについては乗車拒否の事例が後を絶たないとかというようなことは、きちんと書かれるべきではないかなというふうに思います。

それから、ここに書き落としているものとして、4番に音響信号機の夜間の問題とかがありますが、実は無人駅の問題ですね。東京も実は郊外とか、それから都心部でも結構乗降客が多いところでも時間的に早朝とか深夜の無人駅というのが出てきています。郊外に行くとまるっきり無人駅というようなものもあります。ですから、無人駅というのがとても重要だなと。とても大きな問題になりつつあるんですよね。ですから、そのことについて書かなくていいのかなというふうに思います。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。この後、会場の河原委員、そしてオンラインの

永井のご発言をいただきますが、ちょっとお待ちください。

それでは事務局のほうで。まず23ページの部分につきまして、これは簡単に解決できと思いますので、ユニバーサルデザインを促進する、または推進するという、それを明快にしていきたいというふうに…。よろしいでしょうか。

あと28ページですけれども、この辺り、修正が必要かと思いますが、事務局、そしてUDタクシー、無人駅問題等ありますが、よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご指摘のとおりですね。盲導犬の部分については、心のバリアフリーのハンドブックから持ってきているんですが、ハンドブックを作成したときとは、もう明らかに状況が違って、差別解消法ができて、民間事業者も合理的配慮も含めて義務化というところの流れの中で、すみません、チェックが至っておりませんでした。その全体的な意見具申の効果というところのご指摘とも絡む部分かと思いますが、事務局としましては心のバリアフリーの問題と法令に基づく差別的取組の禁止、あるいは合理的配慮の提供というところを明確に分けるべきですし、そこをいかに、今まで議論がごっちゃにされてきた部分もいかに明確に切り分けていくかというところで、二つ目の項目はあくまでも心のバリアフリー、利用者同士の相互理解の話、3のソフト対策のところについては、ハードでカバーできないものを含めて、しっかり合理的配慮を提供する、人的なサポート、情報発信をしっかり環境整備を行うという趣旨でございますので、そこを明確に切り分けるに当たり、表現が足りないというところについては、いろいろご助言をいただければと考えてございます。

あと無人駅のところについては、一応30ページの一番下のところの①の「また」以降ですけれども、無人改札口・無人駅については、必要に応じて人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行う必要があるということで書いておりますが、この表現で不足があるところはお指摘をいただければと思います。

UDタクシーの件につきましても、今よりもさらに書き込みをするかどうかというところについては、所管局と調整をさせていただければと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。川内委員。

○川内委員 川内です。まず田中さんに28ページの盲導犬の件はこれは差別解消法でもあるけれど、身体障害者補助犬法の問題ですので、それはご理解いただきたいと思います。

それから30ページの無人改札口・無人駅についてはというのは、これはすごく抽象的に書かれていると思うんですね。やるかやらないかとかは都の所管ではなくて、鉄道事業者が決めていますよね。ですから、こういうことを書いても、ほぼ役に立たないですよ。ですから、そこのところが実際に利用者としては困るわけですね。ですから無人駅について、無人化が避けられないとしたら、じゃあ、無人化になったときに、その利用者が困らないような方策をどうするかというふうなことをきちんとルールをつくっていかなくちゃいけないわけで、そのことについてはこの文章では十分ではないだろう

というふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。ルール化についての検討課題ですね。その辺り、この場ですぐここに記述し切れませんが、その辺りも含めてご検討いただければと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。そうですね、どのような表現ができるかどうかというところで、また部会長にも相談に乗っていただきながら表現を固めていきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 それでは、先に挙手をされていますので、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 公募委員の河原です。1点、質問させていただきたいと思います。この3章のところでは、墨つき括弧で、取組の成果というのは、まだちょっと今の時点では書かないという理解でよろしいのでしょうか。1章のところなどは取組の成果というのが出ているんですが、いかがなんでしょうか。

○高橋部会長 あれですか、例えば現状と課題を整理をしていくときに、その部分について少し成果といいますか、量的なものだとか、そういうものを加えて、より分かりやすくしたらどうかという、そういうご発言でしょうかね。

○河原委員 はい。それも含めてです。

○高橋部会長 事務局、お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。これまでの取組の成果については、第1章の分野別施策の進捗状況のところを取りまとめて、今後どういう課題があるという入り口のところまでは第1章と。第3章のところでは課題が何か、今後の方向性を進めていく上で、その課題が何なのかということを行うために必要な現状というか、もうよかったことは第1章に譲って、課題を解決する上で客観的な事実というのですか、それを現状と課題のところに書いて、その課題を解決するためのポイントと今後の方向性ということで第3章でまとめているというような構成になっております。

○河原委員 それでもいいと思います。ただ、何かやったことが明記されていると、何ていうんでしょうか、分かるというか、そういう部分があるかなとは思ったんですが、ご検討いただければと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。成果については、触れたほうが読み手に分かりやすい部分について、もう一回チェックをして、必要な加筆をさせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 難しいのは全ての項目にそれをまた入れるということで、重複する部分が出てくる可能性なんかもあるので、その辺りを。ここしか読まない場合はどうするかという、そこのご指摘なんかも入っているかというふうに思います。ありがとうございます。

した。ちょっと、少し検討させていただければと思います。

それから、オンラインで、ＪＲ東日本の永井委員に挙手をいただいています。永井さん、ご発言ください。

○永井委員　ＪＲ東日本の永井です。聞こえますでしょうか。

○高橋部会長　はい、大丈夫です。どうぞ、ご発言ください。

○永井委員　３点ご説明いただきましてありがとうございます。３０ページの下のところの一番下ですかね。特にのところになりますけれども、聴覚障害者の利用を想定した対応というような記載がございます。こちら、ここの部分は基本的にハードが行わない部分のサポートというような言い方になると思いますけれども、今年の７月に出た国交省の無人化ガイドラインにもあるように、基本的に情報提供というのは文字で、いろんな形で今されております。ディスプレイであったりＳＮＳであったり、ホームページであったり、各社のアプリケーションであったりといったところに出ていたということもありまして、こちらはモニターつきの耳マークのところも当然ございますけれども、ここだけ何か例示で書くというのは、ちょっと何か聴覚機能の平仄があっていない感じが若干いたしました。前回の議論も拝見させていただいておりますけれども、やはりデジタルデータ等でやっぱり見えるもの、文字でデータで見られるようなものが、特に聴覚障害者の方には有効だと思いますので、そういうところでの記載をお願いできればというところでございます。

それとあと日本語の問題ですが、「特に」の後に「十分に」なっていますので、ここは十分に検討するというのも、ちょっとほかと書き方が違いますので、例えば配慮するとか、そういった形の書き方をお願いできればと思います。

○高橋部会長　ありがとうございました。これ、越智委員のご意見もお伺いしたいところですが、事務所のほう最初に今の全体に向けて、この無人化の対応ですね。特に事例の部分ですね。

○田中福祉のまちづくり担当課長　事務所の田中でございます。まず全体的にやはり文字での情報提供ということが前提としてあって、さらにというところで、ここだけ抜き出している感があるというご指摘につきましては、どういう修正ができるかということで検討したいと思います。

以上です。

○越智委員　今の件で越智委員、永井さんのご発言の中で、もしご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○高橋部会長　東聴連の越智です。配慮という言葉でいいと思いますが、実際にいろいろ困ったことが起きて、今月役員会議でも意見が出された意見ですが、奥多摩のほうで無人駅が幾つかありまして、障害者割引があるんですけども、介護者半額になるわけですが、無人駅ですから使えなかったんです。降車駅で示したところ、証明できるものがないということで、最終的に断られたという報告を受けています。このようなことが起

きるわけですから、配慮という言葉に変えていただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。ちょっとお待ちください。今、オンラインで永田委員が挙手されています。その後、会場から菊地委員、そして庄司委員、順番にお願いしたいと思います。その後、稲垣委員。

それでは、永田委員、お願いいたします。どうぞご発言ください。

○永田委員 永田でございます。聞こえておりますでしょうか。

○高橋部会長 はい、オーケーです。

○永田委員 ご説明ありがとうございます。2点ほどお願いいたします。まず一つですが、27ページ、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進ということで、いろいろ書き込んでいただいて、ありがとうございます。ここはとても今回の意見具申の中でも肝になる大切なところではないかと思っております。やはりこれも、先ほどの意識調査などからも大きく反映されていると思うんですね。ちょっと戻ってしまって申し訳ないんですけど、先ほどの15、16ページのまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるものというところで、児童・生徒のユニバーサルデザイン教育というのが非常に伸びているということが示されております。先ほど考察は入れないということでしたけれど、結果の事実として、過去との比較として、ここの伸びの部分は記載してもよろしいのではないかというふうに思いました。これがやはり次のところの記載に生きてきていると思います。

それから、もう1点は事例のところ、28ページの事例ですが、もしほかに何かあればということでしたので、例えばこんなことということで申し上げたいと思います。特に障害は問わないんですけど、年齢層の対応がされていないというような事例、それから障害者当事者本人ではなくて、支援者とか家族と対話する話をして、それで用を済ませてしまうというようなことを入れていただけるといいのかしらなどと思いました。

以上です。

○高橋部会長 永田委員、ありがとうございます。事務局、その辺りも含めて先ほど事例についてもありましたので、併せてご検討いただければというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。16ページの児童・生徒へのUD教育が、白いほう令和3年度でして、実はちょっとここもほかの項目と同じようにちょっと下がっているという状況になっています。

あと、先ほどの事例のところの追加についてはいただいたご意見を踏まえて、追加について検討させていただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。会場から菊地委員、お願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。心のバリアフリーの問題で

23ページの②の共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進というところに関係して、ちょっと実は全く抜け落ちている観点があると思うんですよね。それは何かというと、ひきこもりの問題なんです。結構ひきこもりの問題というのは深刻で、生徒たちの間でも結構ひきこもりの事例が増えていますし、ある程度の40代上の高齢者の間でも10万人単位で出ているというふうに思うんです。ですので、ひきこもりの問題というのもぜひ取り上げていただきたいというのが、ひきこもりが全部精神障害者だというわけではもちろんないんですけども、これも取り上げるのがなかなか難しい問題ではあるんですが、やっぱりそういう潜在的には力を持った方々が引き籠っているというふうに認識しておりますので、そういう引き籠った方々の力をどうやって引き出していったらいいのかという、そういう観点を入れていただきたいというのが私の意見でございます。

以上です。

○高橋部会長 菊地委員、ありがとうございます。菊地委員、今のご発言の趣旨は、例えば引き籠っている方々の移動だとか外出支援というよりも、その人たちのハートの部分をもう少し理解して、それを引き出すという、そういうことでしょうか。それを前面に出して、それを少し出したような記述がどこかに、それが含まれるような表現をしてほしいという、そういう意味ですか。

○菊地委員 そうですね。やっぱりその問題、ひきこもりの問題を取り上げていただきたいというのが一番の問題点でありまして、全く取り上げられていないんです。ですので、その問題を取り上げて対処していくということをお願いしたいという、そういう趣旨でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。事務局として当該の部局もあるかというふうに思いますけれども、少しその辺りも調整をさせていただいてよろしいでしょうか。こちらの今の意見具申の中ですぐダイレクトに書けるかどうか、それから直接の所管の部局もあるかというふうに思いますけれども、事務局、お答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ひきこもりの方々への支援については、ほかの部署で会議体があったりとか、実際当事者の方々を含めたところで提言をいただいたりとか、進めておりますので、ただ、いただいたご意見を踏まえて、ひきこもりの方が公共空間で外出して移動とか、施設の利用に関して何かそういう困り事みたいなところで接点というか、書き込める部分があるかどうかについては検討させていただければと思います。

○高橋部会長 菊地委員、よろしいでしょうか。

○菊地委員 そういう趣旨でございます。どうもよろしく、ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。時間の関係もあって大変申し訳ないんですけども、あとお二方だけご発言いただいておりますので、残りの部分を消化したいというふうに思

います。それでは庄司委員、お願いいたします。

- 庄司委員 武蔵大学の庄司です。情報バリアフリーの関連で発言したいと思います。29ページですけれども、全体的に情報バリアフリーというと、どちらかというと、情報を提供するというところで止まっているように見えます。情報の活用までもう少し踏み込めないでしょうか。例えば、29ページの今後の方向性の一つ目の記述で、「情報バリアフリーの進展は、障害をお持ちの方だけのためではなく、全ての方の利便性が向上するという理解を求めていくことが重要である。発信に当たっては、オープンデータとするなど二次利用しやすい形での取り組みを進めていく」ということなんですけれども、活用という意味では、全ての方の利便性が向上するような活用として、例えば今日やっているようなオンライン会議ですとか、その読み上げの技術ですとか、字幕をつくるという技術ですとか、そういったものもみんなに便利ですよということで、例示として入れられないかなということです。

今日の会議でも、冒頭のご挨拶の中で「新型コロナ感染拡大防止の観点から」オンラインも併用してやりますとおっしゃっていたんですけども、ここを「福祉のまちづくり推進の観点から」とできたらいいと思うのですね。そんなふうに活用という観点をもっと入れられないか。次のポツのところもそうして、「必要な情報をスムーズに入手できる」というのもいいのですが、障害をお持ちの方が直接自分で入手するだけではなく、サービス提供者が情報を入手したうえで活用できるようにするという意味で「サービスを利用できる」という観点も入れられないかということです。

タイトルが「新しい日常におけるバリアフリー」ということなので、コロナ対策で終わってしまうのではなく、ちゃんと新しい日常にするという観点で、もう少し踏み込んだ記述がお願いできればと思います。

以上です。

- 高橋部会長 ご提案ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。少し文面の整理も含めて検討させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは稲垣委員、お願いいたします。

- 稲垣委員 東京都市大の稲垣です。第3章全般にわたって幾つかコメントをさせていただきたいんですが、まず24ページ目のところの下半分のところに解決のポイントで事業者側、利用者側とまとめていただいていたところですけども、少し気になったのが事業者側の上から3行目のところに、「バリアフリーに関する法律や条例等で定めている基準と設備の使い勝手の間に生じる乖離を理解できる」というふうなことが書いてあるんですが、そもそもこういういろんな基準といったものは、使い勝手がある程度考えられた状態で定められているはずであり、なぜこのような使い勝手の間に生じる乖離があるのかといったところを、もう少し書くべきなんじゃないかなと。何か基準が全部悪いように読み取れるので、そもそも基準だけではユーザビリティの高い利用環境にありませんよということをおっしゃりたいのかと思いますので、ちょっとその辺りはもう少し

し丁寧な表現が必要なのかなと思ったところです。

続きまして、27ページ目の解決のポイントと書かれているところですけども、一つ目ですね。「『心のバリアフリー』をより浸透させるためには、障害の社会モデルを正しく理解できるよう取り組む必要がある」。そのとおりだと思うんですが、その次の例えばのところが、これでいいのかなと。何か「知らないからわからない」、だからきちんと情報発信しましょう、分かりやすく情報発信しましょうと書かれているんですけど、これが障害の社会モデルを正しく理解するための例として、何か大切な例なのかなというふうにちょっと思ったんですね。そもそも障害の社会モデルが何なのかということを理解することなので、純粋にそういう内容を書かれたほうがいいのかと。言わば個人の心身の話とその周りの環境による相互作用によって起きるのが障害でありといったような、社会の責務だとありますよね。そういったようなところの理解というふうに書くべきなんじゃないかなと。「知らないからわからない」というのがあるからというのは、これはこれで大切なことなので、別の箇条書で書かれてもいいのかなというふうには思いました。

続いて29ページ目のこの3なんですけれども、ハード整備と連動したソフト対策の充実という観点で、ここでまとめられているのが情報の観点と人的対応の話が書かれているんですけども、僕、先日江戸川区の視覚障害当事者の方にちょっとご相談を受けて、都営新宿線の瑞江駅の改札口から地上に至るまで階段、エスカレーターがあるんですけども、あそこの誘導用ブロックの敷設方法が非常にちょっと問題があるんじゃないかということで、伺いました。実際にビデオも撮ったんですけど、歩き方の。確かに左側通行、右側通行とか、見えない人じゃない人たちの全体の人流と、誘導ブロックの敷設がちゃんと整合していないんですよ。すごい逆行して歩かないといけないような状況というのがあって、別に瑞江だけじゃなくて都内多々あると思うんですけども、そういったハードがあるけれども、それがきちんといろんな交通場面に对应して発揮できているのかといったようなところでの運用ですよ。空間の運用といったようなことに関しても、これソフト対策として、連動したソフト対策という話になってくると思うんです。なので、ちょっと今誘導用ブロックの話をしたんですけども、ちょっとその辺り、もし可能であれば、工夫していただいて記述をどこかに入れていただけないかなというふうには思います。ハードをしつらえるだけでなく、それが適切に運用されていない場面というのは、先ほどの無人駅の話も結構似たような話になってくると思うので、その辺とちょっと絡めて入れていただけないかなと同時に、交通局の方にはちょっと瑞江駅の誘導ブロックのちょっと点検と改善をぜひお願いしたいなというところでございます。

最後なんですけれども、35ページ目の、本当に最終ページの下から二つ目のところなんですけど、ここに先ほどもご発言があった会議形式の話がありますね。オンラインの会議の話が書いてあって、なぜここの防災対策・観光施策のところに書かれているのか

が非常に、これ多分何かの間違いのような気がしてしまっていて、先ほどご発言がせっかくありましたので、情報のときにこれを入れていただいて、福祉のまちづくりの推進に寄与するオンライン形式といったようなことを、僕もこれは記述すべきだと思いますので、これをどこかに移動させれば解決するかなというふうに思ったので、発言させていただきます。

すみません。以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。後半の部分についても触れていただきました。前半の部分ですけれども、少しつながる部分もありますが、社会モデルの記述の仕方、そして基準が単に駄目なふうに使われないような記述の仕方、これは今の瑞江駅、固有名詞は出すことはできないというふうに思いますけれども、何らかの形で反映できるかどうか、これ稲垣委員のほうもちょっと、少しご提案について、さらに詳しく教えていただければというふうに思います。事務局、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 いただいたご指摘のところについてはちょっと、表現ができるように改善をしたいと思います。

会議のオンラインの話についてはおっしゃるように、三つ目の項目ですかね。そちらに移してなじむような形にしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。個別事例は恐らくたくさんあるかと思います。先ほど来も少し話が出ていますけれども、それらも含めてうまく答申としては若干まるやかにしなきゃいけないので、ご了解をいただければというふうに思います。

じゃあ、織田委員の発言の後に、次の最後の残りをやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○織田委員 ありがとうございます。Wheelogの織田友理子です。たくさん意見を反映していただき、どうもありがとうございました。

私から1点、28ページ目です。都民が心のバリアフリーの必要性に出会う場面の例のところなのですが、こういったところを切り取って結構フォーカスされるのではないかなと思うので、ここを大切にいただけたらうれしいなと思いました。ガイドブック、ハンドブックから抜粋されたということだったのですけれども、例えば車椅子にとってはトイレや駐車場やエレベーターがいつもとても困るところです。その視点が抜けているというところで、トイレと駐車場の面につきましては、今回の意見具申の中でも多機能の分散トイレの話が入っていたり、あとは駐車場については考察を入れないということでしたが、意識調査の中でも言及されていたところでしたので、全体を見渡して東京都が取り組んでいることについて、ここから必要だという裏づけ、後づけになるのかなと思います。そのため、必要性に出会う場面の例のところについては、いま一度全体を見て、こういうところがみんな困っているから、だから東京都はこういうことを頑張っていて、今実際に進められているということのイメージがつきやすくなれば、こ

の全体がうまくまとまって皆さんに読んでいただけるのではないかなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ご意見、ご提案ありがとうございました。2点ほどありました。最初の事例の部分についても少し追加して、先ほど削らなきゃいけない部分もありますので、ちょっと追加できるかなというのが増えているかと思います。ありがとうございます。それから全体の記述の仕方についてです。事務局、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご意見を踏まえて見直しをして改善したいと思います。

以上です。

○高橋部会長 すみません。ちょっとたくさんのご意見をいただきましたので、ちょっと想定どおりの時間に進んでいないんですけれども、残りの4節と5節ですよね。その部分について、既にいただいた意見もありますけれども、さらに皆様方からの意見をいただきたいと思います。あまり時間は取れないんですけれども。会場から川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大の川内です。35ページの一番上に学校施設、福祉施設のトイレのことが書いてあるんですけれども、トイレの整備が書かれているんですけれども、これは災害時のことですから、一番最後バリアフリー化を計画的に図っていくことが求められるというふうにありますけれども、計画的に図っていくとともに書いて、その後に災害時、つまり断水時とか停電時、停電時にこれらのトイレが活用できるような方策を考えるというふうなことを入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではオンラインで小山委員、挙手されておりますので、どうぞ小山委員、お話をください。

○小山委員 小山です。音声、大丈夫でしょうか。

○高橋部会長 はい、大丈夫です。

○小山委員 ありがとうございます。日本女子大学の小山でございます。32ページの上から三つ目の丸の網かけになっている部分に、単に表記というか、言い回しの問題なんですけど、異性介助とトランスジェンダーがニーズとして出てきていて、これ異性介助のほうから申し上げますと、障害者虐待防止の観点からいくと現在異性介助は心理的虐待というふうに言われるので、恐らくおっしゃる意味はよく分かるので、例えば親族間の異性介助やみたいな付加をしたほうがいいのではないのかと思ったことと、あとトランスジェンダーに関しては人を表すのか状態を表すのかというのが、恐らくこれ状態を表していらっしゃるだろうと予想されることと、この注記もついているので、何か説明

されるとは思うんですけども、現在トランスヘイトが非常に厳しい状態にあって、例えば性別適合手術を受けた後であっても、自認する性別のトイレを使えないような雰囲気醸成されているような部分もあるので、この辺りの書きぶりは相当注意をしてやった方がいいかなというふうに思いました。これニーズということであると、国語的にも異性介助やトランスジェンダーと並べるとちょっと変かなと思いました。

意見に関してはそこだけで、あと先ほどの稲垣さんがおっしゃった社会モデルの例のところは私も全く同感でございます。

以上です。

- 高橋部会長 ご指摘ありがとうございます。事務局、32ページということですが、大事な部分ですので、ちょっとこれ表現についても改めさせていただければというふうに思います。ありがとうございました。

会場から市橋委員、お願いいたします。

- 市橋委員 手短かに言います。もう結論的に言えば34、35ページの防災対策・観光は、明確に分けて書かないと、非常に分かりにくいんじゃないか。きちんと分けて書いてもらいたいと思います。

二つ目は、これは散々局に言っているけど、個別避難計画を策定することが義務とされたということが書いてない。これが非常に重要なのが個別支援計画を、きちんとある程度整備することによって、必要な施設なりなんの整備目標ができるということ。私たちは言っているわけで、単なるアンケートじゃないんです。そういうことをちょっときちんと書いて、区市町村も努力義務されたんじゃないかと、これを整備して具体的にやっていかないと、防災にはならないよというぐらいに、僕は言いたいですけど、書き方は分かりますけど、そういう趣旨でお願いしたいと思います。

- 高橋部会長 ありがとうございます。田中課長、いかがでしょうか。大きくこの二つに5節を分けていくという、ちょっとこれ私もどうしようかなという感じが個人的にはしていたんですけども、記述のボリューム、分量の問題もバランスの問題もあるのかもしれないけれども、防災関係・観光施設というふうに関わるような感じに読み取られちゃうとまずいかという感じがしますので、ちょっとこれ、分ける方向で少し検討させていただいてもいいでしょうかね。事務局でもちょっとご検討いただければというふうに思います。ありがとうございました。

幾つか関連するご発言をいただきましたけれども、時間の関係でちょっと今ご発言いただいている吉田委員とそれから後藤委員、もしご発言ありましたら、ご意見等がございましたら、今日の意見具申（案）についていただければと思いますが、吉田委員、まず。

- 吉田委員 東京都盲人福祉協会の吉田です。具申（案）についていっぱいあったんですけど、そう思っていたところが結構発言されていたのでよかったなと思います。ただ、さっきの点字ブロックの設置どうのこうのって、結局何とか指針があると、それに沿っ

での設置になってしまって、その場所に合っていないものが本当に多くあって、そこだけじゃないということは多分、稲垣さんもよくご存じなのかなと思っているんですけど、そういうのっていっぱいあると思うんですね。さっきもUDの車の補助金、すごい台数が増えていて、すごい横開きのスライド式の乗り降りがすごく、私は楽になったけれども、本当に車椅子の人たちがちゃんとそれに乗れているかというのがすごく不安で。というのはちょうどうちの母のことなんですけど、病院から出てくるときに、もうそんなタクシーを拾えばいいやとか思っていたら、拾えないからちゃんと福祉タクシーちゃんと頼んでおいてくださいと頼まれて。そこまでしないと、まだ車椅子では車の乗り降りが自由にならないんだなという現実がいっぱいあって、ただ、いっぱい言いたいけど、あまりきついことは言えないという、こんなところで収まってしまうのかなという、そんな思いがしました。

以上です。すみません。

○高橋部会長 ありがとうございます。すみません、私が謝る必要ないんですけども、UDタクシーも確かにまだ課題がいっぱいあって、それが声に挙がっていないんですよ。本当に乗れているのかどうか、乗車拒否がたくさんあるし、乗車拒否とは見せないような形で素通りしてしまうとかという、そういうのが山のようにあるような気がいたします。ありがとうございます。

後藤委員、いかがでしょうか。

○後藤委員 特にありません。いい方向へ進んでいるとは思いますが。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、まだほかにご意見があると思うんですけども、すみません、オンラインで事業者の方々もたくさん参加されていて、ご発言いただいていないところがあるんですけど、公募委員の松田さん、いらっしゃいますか。もし一言でも結構ですのでいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○松田委員 ありがとうございます。皆さんからすごく何ていうんでしょう、活発な積極的な意見を出していただいていますので、特に私のほうから追加するような、全て含めていただいていますので、特に追加することはございません。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございました。

それでは今日の皆様方からたくさんのご意見をいただきました意見具申について、整理が相当大変かなという感じもしないんですけども、ただし、ご発言それぞれ本当にもっともなご意見がたくさんありますので、可能な範囲で、事務局と協議をさせていただきながらということで、今日、専門部会最終回なので大変申し訳ないんですけども、私と事務局のほうに預らせていただいて、一任させていただいて、そして最終的な年明けの意見具申に向けた作業を進めていきたいというふうに思いますので、皆様、よろしいでしょうか。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは今日の議題はこれで終了させていただきまして、事務局のほうにマイクを戻させていただきたいと思います。事務局、よろしくどうぞお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。本日も活発なご議論、様々な貴重なご助言をいただきましてありがとうございます。この後、部会長と相談させていただきながら本日いただいたご意見について反映作業を進めたいと思います。その反映したものです。年明け、できるだけ早いタイミングでもう一遍メール等で展開させていただきまして、大変申し訳ございませんがネガチェックを数日間していただいて、原稿として固めさせていただければと思っております。1月31日の親会、推進協議会に向けて、原稿の印刷というところでも進んでいきますので、非常にちょっとタイトなスケジュールにはなりますけれども、委員の皆様にもご協力をいただければ幸いです。

次回、第2回福祉のまちづくり推進協議会につきましては、ご案内のとおり令和5年1月31日の11時から12時に開催を予定しております。出欠のご確認につきましては別途事務局よりご連絡を差し上げます。

それから冒頭に申し上げましたとおり、会場にご出席の皆様につきましては机上の資料のうち5点の冊子については事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。

事務局は以上でございます。

○高橋部会長 専門部会最終回どうもありがとうございました。お礼申し上げたいと思います。

(午前12時02分 閉会)